財産目録

亡くなった人の財産を1か所に書き出します。裁判所の遺産目録と同じ欄です（ひな形）。

不動産（土地・建物）

番号	所在	地番・家屋番号	地目・種類と構造	地積・床面積（㎡）	持分	固定資産税評価額（円）	受け継ぐ人・備考
1							
2							
3							
4							

預貯金・現金など

番号	金融機関・支店・口座番号	亡くなった日の額（円）	今の額（円）	通帳を持っている人	備考
1					
2					
3					
4					
5					

株式など

番号	銘柄・取扱い金融機関	数量	今の単価（円）	今の評価額（円）	備考
1					
2					
3					

借金・未払い

番号	借りた先・内容	残っている額（円）	備考
1			
2			
3			

相続税の申告が要るか（目安）

財産の合計 − 借金 が「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」を超えたら、申告が要る見込みです。期限は、亡くなったことを知った日の翌日から10か月。

出典：松山家庭裁判所「遺産分割申立書」の遺産目録（令和6年9月版）／国税庁「相続税の申告のしかた」（2026/11/05 確認）